

「朝日生命の障がい者雇止めを撤回させる会」入会のお願い

【呼びかけ人】 コミュニティユニオン東京 執行委員長 佐藤 義見
同 三多摩地域本部 執行委員長 宮田 清志

この会は、朝日生命保険相互会社(以下「朝日生命」)の障がい者雇止め問題で労働審判をたたかう N さんを支援する目的で結成されました。朝日生命の障害者雇用の正常化にとどまらず、障害者をはじめ、すべての労働者が、安心して働き続けられる雇用・職場をめざして、がんばります。

みなさまの N さんのたたかいを支えるため、この会への入会を心よりお願い申し上げます。(この会への入会は、別紙の「入会申し込み書」にご記入の上、会の事務局までお送りください。)

いままでの経過・会の目的

N さんは、障がい者専門転職サイトから、朝日生命の障害者募集を知り応募し、2023年4月1日、雇用期間1年間(更新有)の職員として採用されました。応募の際、「予想外のアクシデントが起きると不安感が高まりパニックとなりやすい」など障がい特性を記した「私の障害(ASD, ADHD)について」を提出しています。

朝日生命のホームページを確認すると「障がい者の方も障がい特性に応じた業務の遂行とひとりひとりの挑戦をサポートして参ります」「イキイキとそして安心して働き続けられる職場を目指しています。未来のジブンへ、朝日生命と一緒に未来を作ってみませんか」などと特性の応じたサポートができることを強調していました。

N さんは、2023年7月、高温の作業環境の中でパニック状態となり、さらに2週間後にも軽度の症状出たことを理由に、休職命令を受けました。その後同年9月には、主治医の「復職可能」の診断が出ているにもかかわらず、朝日生命はあれこれの理由をつけて、復職を拒み続け、N さんが復職できたのは、翌年4月1日でした。

ところが、朝日生命は、N さんが復職間もない2024年4月16日に、4月末で雇止めとする「不更新通知書」を手渡し、2024年4月末日に、「本人の安全のため」と称して雇止めにしました。

こうした朝日生命の対応は、申立人がパニック症状を起こしたという、まさに障害のあらわれをもって雇止めしたものであり、障害者雇用促進法に真っ向から反するものであり、憲法 27 条で保障された障害者の働く権利を乱暴に侵害したものです。また、主治医の「復職可能」との診断を否定し、就業規則等に定められた手続によらずに発した休職命令は無効なものです。

本人は、雇止めに納得せず、復職を希望し、コミュニティユニオン東京三多摩地域本部(以下「組合」)に相談、組合に加入し、朝日生命に団体交渉を申し入れ、解決をめざすことになりました。しかし、朝日生命は、組合の3回に渡る団体交渉で、「雇止めは本人への安全の配慮ため」「決定したことは変えられない」をくりかえし、「本人のミスも理由」などと障がい特性がもつて起こるミスを理由にするなど、不誠実な対応に終始しました。

組合は、団体交渉での解決は困難と判断し、本人と協議の上、本年9月30日に東京地裁立川支部へ労働審判の申し立てを行いました。

この労働審判は、八王子合同法律事務所の尾林弁護士、白神弁護士の全面支援をいただいておりますが、本人にとって多額の費用負担が生じることとなります。組合は、「朝日生命の障がい者雇止めを撤

回させる会」を結成し、本人を物心ともに支えたと共に、この闘争を勝利させ、朝日生命だけでなく、その他の事業所も含め、障がい者が、合理的配慮のもとで、継続して安定的に雇用されることを求めるものになりたいと考えています。

この会の申し合わせは次の通りです。

会の名称： 朝日生命の障がい者雇止めを撤回させる会(略称 撤回させる会)

会の目的： Nさんの労働審判を勝利させ、朝日生命だけでなく、その他の事業所も含め、障がい者が、合理的配慮のもとで、継続して安定的に雇用されることを求める

会の活動： 労働審判を物心両面での支援、会のニュース等の発行、会員の拡大をはじめ、社会へこの事件の周知ほか情勢に応じた活動

会の運営： 会への募金で運営する

会の事務局： コミュニティユニオン東京三多摩地域本部(略称 CU 三多摩)
〒185-0034 東京都国分寺市光町 1-40-12 北多摩西教育会館1階
電話/FAX:042-571-1166 メール:cu3tama@abeam.ocn.ne.jp